

V 用語解説

凡例 P 1 〇〇〇 : 数字は掲載ページ

P 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱い、その他地方自治体における教育行政の仕組みや運営について定めた法律。

P 1 自己点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、毎年行う点検及び評価。

P 1 第二次富士市教育振興基本計画

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市の教育の目指すべき姿と施策の方向性を示すため、教育全般に係る総括的な基本計画として、令和 4 年 4 月に「第二次富士市教育振興基本計画」を策定した。本計画の基本計画（第 I 部）は令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を見据えた計画であり、実施計画（第 II 部）については、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画としている。

P 2 教育委員研修

地方分権が進み、教育委員会には一層の自立性や独自性が求められている。本市教育委員会では、国や県の動向を踏まえ、本市ならではの魅力ある教育を推進するため、今日的な教育に関する課題や教育の実態をテーマとした教育委員の研修会を積極的に実施している。また、実施内容を富士市ウェブサイトにて公開している。

P 2 教育委員と語る会

教育委員が市内の小中学校、市立高等学校を訪問し、教職員や学校運営協議会委員や学校評議員、保護者など、学校を支えてくれる方から子どもや学校・地域の様子を伺う会。

P 2 県費負担教職員

市町村立学校の教職員で給与等について都道府県が負担するもの。任免権は都道府県教育委員会が有するが、サービスの監督は市町村教育委員会が行う。

P 7 移動教育委員会会議

普段市庁舎等の会議室で行っている教育委員会会議を、市内小中学校等の会場に移動して行う会議のこと。教育委員研修とセットで行われることが多い。

P 7 ふじの教育懇談会

地域ぐるみで子どもを育もうとする「地域の絆」を深める環境づくりや雰囲気醸成を目指し、教育長が直接各校に訪問し、保護者の意見に耳を傾け、保護者、学校及び教育委員会が一体となっ

て教育施策を推進していくことを目的としている。

P 7 総合教育会議

首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等についての協議・調整を行う場。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、全ての地方公共団体に設置を義務付けられた会議。本市では、原則として毎年 2 回会議を開催している。

P 7 GIGA スクール構想

児童生徒 1 人 1 台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用の PDCA サイクル徹底等を進める国の政策。

P12 指導主事

学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制、その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。

P12 ICT 支援員

小中学校の授業で、教員に協力してインターネットによる調べ学習の手伝いをしたり、授業でパソコンの操作に困っている子供たちを支援したりする。また、小中学校の GIGA タブレットやパソコンの管理や運営を行ったり、教員のパソコン操作の補助をしたりする。

P12 連携推進員

小中学校での、小中一貫教育推進のため、連携を深める軸となる役割を担う教員。小学校と中学校の円滑な接続を図り、学校・校種を越えて主体的に協働していくための活動を推進する。

P12 アプローチカリキュラム

就学前の園児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされているように工夫された 5 歳児のカリキュラム。

P12 スタートカリキュラム

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム。

P13 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民、保護者の協働による学校運営が可能となる「地域と共にある学校」を実現するための仕組みである。本制度の導入により、地域

ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。コミュニティ・スクールの設置については、平成 29 年 4 月から努力義務となった。

P13 コミュニティ・スクールディレクター（CS ディレクター）

コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。

P14 SDGs（エスディージーズ）

持続可能な開発目標のこと。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

P14 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

P14 サポート員（特別支援学級サポート員）

特別支援学級で担任の補助を行うために配置されるサポート員。

P14 特別支援学級

知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者その他障害のある児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。

P15 国際教室

日本語を母語としない児童生徒のうち、学校での授業に支障があったり、日常生活の中で言葉や習慣に不便を感じたりしている児童生徒に、一人一人の日本語理解の程度に応じた指導を行う教室。

P16 富士市学校施設長寿命化計画

学校施設の長寿命化に必要となる改修等の内容、時期、費用等を示し、長期的な財政負担の軽減・平準化を図り、施設整備を実施するための計画。

P17 スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、問題を抱えた児童生徒本人に対する指導や、関係機関とのネットワークの構築、連携、調整など、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけながら支援を行う。

P17 スクールカウンセラー (SC)

学校において、不登校や問題行動などに対応するため、心理専門の相談業務を行う臨床心理士。スクールカウンセラーという特別な資格はなく、精神科医や心理学分野の大学教員がスクールカウンセラーになる場合もある。

P17 特別の教科 道徳

これまでの「道徳の時間」が、新しく「特別の教科」としての「道徳科」となり、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度（平成31年度）から全面実施となった。道徳科の教科書を中心に、その他の教材も使用し、工夫しながら「考え、議論する道徳授業」の推進が図られている。

P18 単元構想

ある教育素材を用いて授業を行うに当たり、子供理解や教材理解を基に、授業の流れや意図的な問いかけ、予想される子供たちの反応等を組み込んで、ひとまとめでした学習計画の構想。

P20 交通安全リーダー

小学校6年生の全員が「交通安全リーダー」として、交通事故ゼロを目指して活動を行う、静岡県独自の取組。交通安全リーダーは、学区の交通安全を呼びかけながら、交通ルールの手本となるよう行動をとるとともに、下級生の指導等を行う。

P21 コンプライアンス

「法令遵守」のことを指し、企業や個人が法令や社会的ルールを守ることを意味する。

P21 交通KYT

「KYT」は（危険（K）予知（Y）トレーニング（T））の略で、交通事故を未然に防ぐためには、運転中に遭遇する様々な交通場面において、事故の原因となりうる危険要因を予測し、的確に回避することが必要であるため、それを習慣として身に着けるための訓練。

P22 静岡県教員育成指標

静岡県教育委員会が、教育公務員特例法の一部改正に伴い、同法第22条の3第1項に規定する「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（教員等育成指標）として策定したもの。教員が、キャリアステージに応じて標準的に修得することが求められる資質能力を明確化したもの。

P22 アフター5研修

急速な社会変化と教職員のニーズに対応する自主参加型研修。

P22 ミドルリーダー研修

経験年数がおおむね10年程度から、年齢が40歳半ばまでを対象とした、年代別の研修。ミドルリーダーとしての資質能力の発揮を目指し、資質能力の向上を目指すとともに、自らの立場や役割を自

覚して学校運営に参画することを目的とする。

P22 マイスター研修

年齢が40歳半ばから退職までを対象とした、年代別の研修。充実・発展期に身に付けた資質能力に加え、指導的な立場として、学校運営のサポート役や校内の人材育成の推進役を務めるとともに、専門性をより深め、自らの描いた理想とする教員像の実現を目指す。

P22 勤怠管理システム

労働時間を適正に把握・管理する責務において、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録するための機能。

P22 共同学校事務室

各校共通の事務を集中処理する共同体制。学校事務職員は通常1人の配置であるが、複数人で複数校の事務を行う共同体制を導入することにより、各校で教員、学校事務職員が担っている役割を見直し、教職員の負担を軽減する。また、教職員の役割の処理の効率化を図り、教職員の多忙化解消を推進する。

P23 探究

生徒一人一人が、自らの興味・関心に沿った課題を設定し、それについて調査・研究・発表する活動。

P23 究タイム

富士市立高等学校が独自に設定している教育活動。3年間を通じて、探究的な力やチームで協議する姿を身に付ける学習。

P23 市役所プラン

富士市立高等学校における探究学習の核となる学習で、富士市におけるまちづくりに関する複数のテーマについて、課題解決策を考え、市民や市役所職員に提案を発表する取組。

P23 学術顧問

富士市立高等学校における教育内容、学校運営、育成すべき人材像、大学・研究機関・産業界等との連携・接続の在り方などの教育活動に対して、専門的な見地から指導及び助言を受けるために委嘱する。

P27 レファレンス

レファレンスとは、図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいは、そのために必要とされる資料を検索・提供・回答することにより利用者を助ける業務。また、需要の多い質問に対し、あらかじめ、書誌・索引などの必要な

資料を準備・作成する作業も、これに付随した作業である。

P27 にぎわい図書館デー

毎週土曜日と日曜日をにぎわう日に設定し、赤ちゃんが泣いたり、幼児がおしゃべりしたりしてもよい雰囲気づくりをすることで、幼い子供連れの市民が利用しやすいようにしていく事業。